

保護者各位

滑川市教育委員会

要保護及び準要保護児童生徒の就学援助について

滑川市では、経済的理由で小・中学校児童生徒の就学にお困りの方に対し、学用品費や学校給食費などの経費の一部を援助しています。

1 援助を受けることができる方（次のいずれかに該当する方）

○要保護児童生徒

- ・生活保護で教育扶助を受けている方

○準要保護児童生徒

- ・令和 5 年 4 月以降に生活保護の廃止または停止を受けた方
- ・児童扶養手当を受給されている方
- ・収入の程度により援助の必要がある方

<参考>

家族構成	親（40 歳）、（35 歳） 子（中 1）、子（小 1）	親（40 歳） 子（中 1）	親（35 歳） 子（小 1）、子（4 歳）
所得基準	約 300 万円	約 240 万円	約 270 万円

※ただし、これは大体の目安です。世帯数が同じでも家族構成や年齢などにより違いがあります。

2 援助を受けることができる費用（返済の必要はありません）

○要保護生徒

- ・修学旅行費（中学校 3 年時に 1 回、市の定めた金額の範囲内）

○準要保護児童生徒

- ・学用品費等、校外活動費、児童生徒会費、PTA 会費、クラブ活動費（市の定めた金額の範囲内）
- ・学校給食費（実費）
- ・修学旅行費（中学校 3 年時に 1 回、市の定めた金額の範囲内）
- ・卒業アルバム代等（小学校 6 年・中学校 3 年時に 1 回、市の定めた金額の範囲内）
- ・オンライン通信費

3 支給方法

- 就学援助費は年 3 回、各学期末に保護者指定の金融機関の口座へ振り込みます。

（※就学援助が認定されても、請求された学校諸費は一旦、学校に納めてください。）

- 学校諸費に未納がある場合は、保護者から学校長への委任に基づき、就学援助費を学校の口座へ振り込み、未納額へ充当させていただきます。

4 申請の手続き

※ 書類に不備のあった場合は、再提出していただくことがあります。

(1) 提出期限 5月10日(金)まで

- ・この期限までに申請し認定された場合は、4月当初からの認定となります。
- ・上記の期限を過ぎても申請することができますが、申請日の属する月の翌月1日付けの認定となり、認定された月からの援助費を支給します。

(2) 提出書類

令和6年度就学援助申請書及び世帯票（申請児童生徒一人につき1部）

※各学校または教育委員会より配付。HPからも入手できます。

所得に関する証明書（令和5年中の所得がわかるもの）

- ・ 同じ世帯で収入を得ている方全員分
- ・ 同じ学校に兄弟姉妹がいる場合は一世帯につき1部

<参考>

給与収入の方	源泉徴収票の写し (手書きの場合は必ず事業者の印を押したもの)
確定申告をされた方	確定申告書の控え(写し)
市県民税申告をされた方	市県民税申告書の控え(写し)
年金収入の方	公的年金等源泉徴収票の写しまたは受給年額が確認できる支払通知書
パート等で源泉徴収票がない方	給与支払証明書 (勤め先でもらってください)

※上表の証明書を用意できない方は、6月から税務課で発行される令和5年中の所得証明書や非課税証明書を、提出してください。

証明書の提出期間 6月3日(月)～6月12日(水)

(上記の提出期限は証明書の提出期限です。申請書が5月10日(金)までに提出がない場合は4月当初からの認定とはなりません。)

6月前に税務課で発行される所得証明書や非課税証明書は、内容が令和4年中の収入についての証明になりますので、令和6年度の申請には使えません。

※証明書は返却しませんので、あらかじめコピーしたものを提出してください。

通帳のコピー（新規申請者及び振込口座変更者のみ）

児童扶養手当証書のコピー（児童扶養手当受給者のみ）

(3) 提出先（いずれかに提出）

- ・ 学校
- ・ 滑川市教育委員会教育総務課（滑川市役所 西館3階）

5 問い合わせ先

- ・ 学校 (TEL :)
- ・ 教育委員会教育総務課 (TEL : 475-1479 直通)